

理事の職務権限等に関する規程

2018年9月25日

MF第2018000005号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という）の役員の職務権限に関する事項を定め、もって公正かつ能率的な事務処理と文書処理責任の明確化を図ることを目的とする。

(理事会)

第2条 理事は、理事会を組織し、法令及び財団の諸規程の定めるところにより、この法人の職務を行う。

(役職)

第3条 理事のうち1名を理事長とする。

2 理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い、他の理事がその職務を代理する。

(専決事項)

第4条 財団の起案文書は、別表1に掲げるところにより理事長が決裁するほか、理事長の権限の一部は、専務理事または事務局長（以下「専決者」という。）において専決処理することができる。

(専決者の責任等)

第5条 専決者は、前条の規定により専決しようとする場合においては、当該事案が専決すべき事項であるか否かを慎重に判断し、理事長の信託に基づいて専決するものであることに留意するとともに、理事長がその責任を全うすることができるように公正、的確を旨とし、かつ、迅速に処理しなければならない。

(重要事項等の処理)

第6条 専決者は、第4条の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、理事長の決裁を得なければならない。

(専決処理の方法)

第7条 専決処理する場合においては、起案者が本規程の別表1「稟議書により決定される事項」に基づき、起案者が専決者を選択し専決者の承認を受けるものとする。

(報告)

第8条 専決者は、専決処理した事項について、必要があると認めたときは、ただちに、これを理事長、専務理事又は事務局長に報告しなければならない。

(理事会決議事項)

第9条 別表2に掲げる事項については理事会へ付議することとし、事前にその議案及び審議・決定後の事務手続きについて事務局長の専決を得るものとする。

2 前項に係る事項のうち、内閣総理大臣の認可又は届け出が必要な事項は、別表2に掲げるとおりとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。ただし、第9条第2項の規定については2018年4月1日に施行する。

別表1 稟議書により決定される事項

	事務局長	専務理事	理事長
事業関係			
助成事業及び貸付事業の実施に係る事務手続き	○		
調査研究事業及び広報事業の実施に係る事務手続き	○		
資金分配団体審査委員会及びコンプライアンス委員会以外の委員会に係る委員の委嘱		○	
各種委員会等の開催	○		
管理関係			
役員の人事に関する事項			○
職員の人事に関する事項		○	
嘱託の委嘱及び解嘱		○	
派遣・臨時雇用員等の雇用	○		
職員の評価の結果に関する事項	○		
基本財産の管理（定款第7条関係）			○
有価証券の買入れ及び売却（経理規程第16条関係）			○

取引銀行等の決定（経理規程第17条関係）			○
固定資産の処理等（100万円を超え、1000万円を超えないもの） （経理規程第32条関係）		○	
固定資産の処理等（100万円を超えないもの）（経理規程第32条関係）	○		
法人税、固定資産税等の申告		○	
法定調書の提出		○	
未払金の計上		○	
外部団体への加入、脱退、会費等の支払	○		
外部に対する照会・連絡等又は外部からの照会・連絡等に対する回答で特に重要なもの			○
外部に対する照会・連絡等又は外部からの照会・連絡等に対する回答で重要なもの		○	
外部に対する照会・連絡等又は外部からの照会・連絡等に対する回答	○		
その他財団の運営、管理に関する事項で特に重要なもの			○
その他財団の運営、管理に関する事項で重要なもの		○	
その他財団の運営、管理に関する事項	○		
契約関係			
契約責任者の委任（契約規程第3条関係）			○
一般競争入札の実施に関する事項（契約規程第2章第2節関係）	○		
指名競争入札の実施に関する事項（契約規程第2章第3節関係）	○		
企画競争入札の実施に関する事項（契約規程第2章第4節関係）	○		
50万円を超えない随意契約の締結（契約規程第31条関係）	○		
その他の随意契約の締結（契約規程第31条関係）		○	
監査関係			
監査結果の通知	○		

監査結果に基づく改善等措置の指示			○
その他監査業務に係る事務手続き	○		
出張関係			
役員の出張命令		○	
事務局長の出張命令		○	
その他の職員の出張命令	○		

別表2 理事会の決議または承認を得て実施する事項

	内閣総理大臣	
	認可	届出
業務関係		
事業計画及び収支予算の作成	○	
事業計画及び収支予算の変更	○	
事業報告及び決算の作成		○
助成業務規程に基づく助成金の交付申請の募集	-	-
助成金の交付の決定		○
貸付金の交付の決定		○
助成業務規程に基づく助成金の交付の全部又は一部の決定取り消し		○
資金分配団体審査委員会に係る委員の委嘱	-	-
コンプライアンス委員会に係る委員の委嘱	-	-
管理関係		
定款の変更		○
民間公益活動促進業務規程の制定及び改廃	○	
民間公益活動促進業務規程以外の規程及び達の制定及び改廃（ただし監事監査規程を除く。）		○
チームの名称、分掌事務、設置日の決定		○

評議員会の開催及び提出議案の決定	-	-
経理関係		
基本財産の処分	-	-
固定資産の処理（1000万円を超えるもの）（経理規程第32条関係）	-	-
予備費の使用		○
管理費の中科目間、事業管理費の小科目間の流用		○
管理費の小科目間の流用	-	-
貸倒引当金に係る予算の変更		○
退職給付に係る予算の変更		○